

# 一般社団法人 日本腎臓学会 専門医制度規定

## 1 総 則

(目的・名称)

1-1. 定款施行細則第 26 条に定める専門医制度は、本会の会員で、腎臓疾患の診療に従事する優れた医師を本会の腎臓専門医（以下、専門医）として認め、腎臓疾患診療の向上を図り、国民の医療に貢献することを目的とする。

2. 腎臓専門医の英文名は、Board Certified Nephrologist of the Japanese Society of Nephrology とする。

(運営機関)

2. 本会は、この制度の維持と運営に当るため、教育・専門医制度委員会（以下、委員会）を置く。

(委員会)

3. 委員会は、委員長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示し、委員会の召集を請求されたとき、委員長はこの請求があった日から20日以内に臨時に委員会を召集しなければならない。

## 2 専門医

(申請)

4-1. 専門医の資格審査を申請するには、次の条件を満たしていなければならない。

(1) 本邦の医師免許を有し、医師として人格及び見識を備えていること

(2) 本会の会員歴が3年以上であること

(3) 旧制度（2017年4月以前）：

日本内科学会認定内科医取得後3年以上、日本小児科学会専門医、日本外科学会専門医及び日本泌尿器科学会専門医は取得後1年以上であること

新制度（2018年4月以降から）：

腎臓領域専門研修修了時には、基本領域の内科専門医を取得できていること

\*小児科、泌尿器科は研修開始の年度に関わらず、旧制度での受験となる。

(4) 本会が指定する研修施設において、別に定める研修カリキュラムに基づく研修を3年以上行っていること

\*週4日以上勤務していることを基準とし、週3日の勤務は3/4の期間として、週2日の勤務は1/2として計算し、合計3年以上の臨床経験があることを証明する施設長、又は教育責任者による研修終了証明書が必要である。

\*平成16年3月以降卒業医師の初期研修2年は含まない。

\*海外施設で研修を行った場合は、委員会の議を経て専門医試験受験申請に必要な研修と認めることができる。

2. 専門医の申請には、次の書類を委員会に提出する。

(1) 専門医資格審査申請書

(2) 指定研修施設の研修終了証明書

(3) 前項(3)の学会認定医或いは専門医認定証の写し

(4) 経験症例の記録及び要約

(5) 審査料の振込み用紙

3. 審査料は30,000円とする。

(審査)

5-1. 本委員会は、毎年1回、申請書類の審査による適格者に対して筆記試験を行う。

2. 資格試験は、原則として毎年2月第1土曜日に行う。

3. 申請方法、試験の施行日などは、毎年、学会誌に公示する。
4. 本委員会は、症例記録・要約の内容と筆記試験の点数に基づき、総合的に専門医資格の合否判定を行う。

(認定)

- 6-1. 理事長は、本委員会による資格判定の合格者に対し、理事会の承認を受けて認定証を交付する。
2. 認定料は 20,000 円とする。

(認定の更新)

- 7-1. 専門医の認定更新は、5 年ごとに行う。専門医は、認定を受けた年度から 5 年を経たとき、認定更新の審査を受けなければならない。
2. 認定更新には、附表に定める所定単位の取得を必要とする。
3. 更新には、基本領域学会の認定医又は専門医である証明が必要である。
4. 認定更新料は 30,000 円とする。

(資格の喪失・取消)

- 8-1. 専門医は、次の事由によりその資格を喪失する。
  - (1) 会員の資格を喪失したとき
  - (2) 専門医の資格を辞退したとき
  - (3) 認定の更新を申請しなかったとき
2. 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあった者に対し、委員会及び理事会の議を経て専門医の資格を取り消すことができる。

### 3 認定教育施設

(審査・指定)

- 9-1. 本委員会は、毎年 1 回、申請書により、腎臓疾患診療並びに臨床研修のための認定教育施設に関する資格審査を行う。
2. 理事長は、委員会が認定教育施設として適格と判定した診療施設に対し、理事会の承認を受けて認定教育施設証を交付し、研修の指導を委嘱する。

(新規申請)

- 10-1. 認定教育施設の指定を申請する診療施設は、次の条件を満たしていなければならない。
  - (1) 腎・尿路系疾患の入院患者が年間 100 名以上であること
  - (2) 常勤医指導医が 1 名以上いること (※ i)。但し、常勤医とは週 4 日以上勤務する医師をさす。
  - (3) 施設独自の研修カリキュラムを有すること
  - (4) 日本腎臓学会学術総会、或いは東部・西部学術大会で学会発表が過去 3 年間で年平均 1 演題 (計 3 演題) 以上あること。

(※ i) 専門医はいるが、指導医がいない施設においては、専門医が指導医を取得するまでの 3 年間で限度に、学会に申請することによって「特別認定指導医」となることができる。  
特別認定指導医が指導医と同じ役割を果たすことで、認定教育施設として認められる。
2. 認定教育施設の指定を受けようとする診療施設の長は認定教育施設指定申請書類を委員会に提出しなければならない。

(指定の更新)

- 11-1. 認定教育施設の指定の更新は、5 年ごとに行う。
2. 認定教育施設の指定の更新は 10 の (1) から (3) と次の条件を満たさなければならない。
  - (1) 日本腎臓学会学術総会、或いは東部・西部学術大会で学会発表が過去 5 年間で年平均 1 演題 (計 5 演題) 以上あること (※ ii)。
  - (※ ii) この認定基準は 2025 年 4 月 1 日から必須とし、それまでは必須としない。

(指定の喪失・取消)

- 12-1. 認定教育施設は、次の事由によりその資格を喪失する。
  - (1) 認定教育施設としての指定を辞退したとき
  - (2) 認定教育施設の指定更新を申請しなかったとき

- (3) 本規定 10 及び 11 に該当しなくなったとき
2. 理事長は、委員会が認定教育施設として不適当と判定したときは、理事会の承認を受けて認定教育施設の指定を取消することができる。

## 4 指導医

(審査・認定)

- 13-1. 本委員会は、毎年 1 回、申請書類により、専門医の臨床研修のための指導医に関する資格審査を行う。
2. 理事長は、委員会が指導医として適格と認定した者に対し、理事会の承認を受けて指導医認定証を交付する。
3. 指導医の英文名称は、Educator of the Japanese Society of Nephrology とする。

(新規申請)

- 14-1. 指導医の認定を申請するには、次の条件を満たしていなければならない。
- (1) 専門医の資格取得後 3 年以上、腎臓専門医として十分な診療経験を有すること
- (2) 申請時に会員であること
- (3) 腎・尿路系に関する研究業績が、過去 3 年間で 2 編以上あること（学会発表、論文で必ずしも筆頭演者、或いは著者である必要はない）

以下の認定基準は 2026 年 4 月 1 日認定からとする。

【必須要件】

- (1) 専門医の資格取得後 3 年以上、腎臓専門医として十分な診療経験を有すること
- (2) 申請時に会員であること
- (3) 専門医取得後に臨床に関する論文（第一、第二発表者、あるいは責任発表者）を発表すること、もしくは博士（医学）を有していること \*症例報告も可
- (4) 厚生労働省もしくは基本領域学会・日本腎臓学会主催の指導医講習会を修了していること

【選択要件（下記のいずれかを満たすこと）】

- (5) 施設内外を問わず、症例検討会、研究会、学術集会などへの主導的立場（司会、座長、発表）として関与・参加すること
- (6) 日本腎臓学会での教育活動（論文の査読、症例要約の査読、セミナーでのタスクフォース、講演など）

これらの「必須要件」と「選択要件」を満たすこと

2. 新規申請には、次の書類を本委員会に提出する。

- (1) 指導医資格審査申請書
- (2) 各基本学会の認定医或いは専門医認定証の写し
- (3) 腎臓専門医認定証の写し
- (4) 論文あるいは博士（医学）号の写し（※）
- (5) 指導医講習会の修了証の写し（※）
- (6) 勤務証明書（※）
- (7) 主導的立場の証明となる配付資料などの写し、あるいは、日本腎臓学会での教育活動の資料の写し（※）

（※）は 2026 年 4 月 1 日認定分から提出とする

(認定の更新)

- 15-1. 指導医の認定更新は、5 年ごとに行う。
- 認定更新には、次の条件を満たしていなければならない。

【必須要件】

- (1) 専門医であること
- (2) 5 年に 1 回以上は厚生労働省もしくは基本領域学会・日本腎臓学会主催の指導医講習会を修了していること
- (3) 腎臓指導医として十分な指導経験を有すること

【選択要件（下記のいずれかを満たすこと）】

- (4) 施設内外を問わず、症例検討会、研究会、学術集会などへの主導的立場（司会、座長、発表）として関与・参加すること
- (5) 日本腎臓学会での教育活動（論文の査読、症例要約の査読、セミナーでのタスクフォース、講演など）

これらの「必須要件」と「選択要件」を満たすこと

2. 申請には、次の書類を本委員会に提出する。

- (1) 指導医資格更新審査申請書
- (2) 各基本領域学会の認定医或いは専門医認定証の写し
- (3) 指導医講習会の修了証の写し
- (4) 勤務証明書
- (5) 主導的立場の証明となる配付資料などの写し、あるいは、日本腎臓学会での教育活動の資料の写し

(認定の喪失・取消)

16-1. 指導医は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失したとき
- (2) 基本領域専門医資格を喪失したとき
- (3) 専門医の資格を喪失したとき
- (4) 指導医の資格を辞退したとき
- (5) 認定更新の申請をしなかったとき

2. 理事長は指導医としてふさわしくない行為のあった者に対し、委員会及び理事会の議を経て指導医の認定を取り消すことができる。

(既定の改正)

17. 本規定の改正は、理事会の承認を受けなければならない。

(内規)

18. この規定の施行に関する内規は別に定める。

## 付 則

本規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本規定は一部改正の上、平成 30 年 6 月 10 日から施行する。

本規定は一部改正の上、令和 1 年 5 月 20 日から施行する。

本規定は一部改正の上、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

本規定は一部改正の上、令和 4 年 6 月 11 日から施行する。

本規定は一部改正の上、令和 5 年 6 月 11 日から施行する。

## 腎臓専門医資格更新に必要な所定単位表

5年間に取得すべき単位 50単位

- 注：(1) このうち 25 単位は、必ず 1. 日本腎臓学会企画への参加による単位取得とする  
 (2) 日本腎臓学会主催の学術集会(学術総会、東・西部学術大会)に 1 回は出席すること  
 (3) 海外在住者は 2. (2)に記載されている海外での学術集会への出席を上記(2)に置き換えることができる

### 1. 日本腎臓学会企画への参加による取得単位数

(1) 日本腎臓学会学術集会参加の当日「研修単位登録票」に記入して提出するもの		単位数
学術総会 (参加 10 単位+教育講演出席加算 5 単位)		15
東部学術大会または西部学術大会 (参加 6 単位+教育講演出席加算 4 単位)		10
(2) 日本腎臓学会誌への学術論文の掲載：掲載論文のコピーを提出するもの		
	筆頭著者	共著者
英文誌 (CEN, CEN-C) .....	10	5
和文誌 (JJN) .....	8	4
(3) 日本腎臓学会のセルフトレーニング問題の解答を提出.....		5
(4) 腎臓専門医試験問題の作成 (但し、2 題で 4 単位まで) .....		2
(5) 日本腎臓学会学術総会、東・西部学術大会以外の企画への参加 .....		5

### 2. 上記以外の企画への参加による取得単位数

前項で 25 単位以上あるが更新時に必要な 50 単位に満たない場合に限り、ネームカードまたは当該抄録または論文のコピーを添付して自己申告書を提出するもの

(1) 本会が基本学会とする学会の年次学術集会.....		5
日本医学会総会, 日本内科学会, 日本小児科学会 日本外科学会, 日本泌尿器科学会		
(2) 本会が関連学会とする学会の年次学術集会.....		4
・日本移植学会, 日本泌尿器内視鏡学会, 日本高血圧学会, 日本小児腎臓病学会, 日本循環器学会, 日本人工臓器学会, 日本透析医学会, 日本糖尿病学会, 日本内分泌学会, 日本脈管学会, 日本老年医学会, 日本リウマチ学会, 日本生理学会, 日本骨代謝学会, 日本腎臓リハビリテーション学会		
・国際腎臓学会 (ISN), アメリカ腎臓学会 (ASN), アジア太平洋腎臓学会 (APSN), アジア腎臓コロキウム (CAN), 国際小児腎臓病学会 (IPNA), アジア小児腎臓病学会 (APNA), 欧州透析移植学会 (EDTA), 国際泌尿器科学会 (SIU), アメリカ泌尿器科学会 (AUA)		
(3) 本会の学術集会での筆頭講演者.....		4
(4) 本会が共催する学術集会.....		4
(5) 腎臓学に関連した日本腎臓学会誌以外の学術論文掲載による取得単位数		
	筆頭著者	共著者
①腎臓学に関連し、査読者のいる学術雑誌	欧文誌.....	6 ..... 3
	和文誌.....	4 ..... 2
②腎臓学に関連した総説論文 (商業誌を含む).....		2 ..... 1
(6) 学会が承認する研究会 (但し 1 年間に 2 単位, 5 年間で 10 単位まで).....		1
*承認された研究会は別に定める。		